

# 障害者総合支援法および児童福祉 法における相談支援 (サービス提供) の基本

特定非営利法人 せたがや相談支援ネットワーク  
相談支援センター ポピー  
管理者・主任相談支援専門員 中川 邦仁丈

# 講義の目標

- ・ 障害者総合支援法および児童福祉法における相談支援の位置づけと世田谷区の相談支援構造を理解する  
⇒ 一般相談・基本相談・計画相談等の体系
- ・ 障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役割、両者の関係性を理解する。  
⇒ 『サービス等利用計画』と『個別支援計画』
- ・ 計画の連動と共同。
- ・ 相談支援で重要な視点

# 到達目標

- ・ 指定特定計画相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づく、相談支援専門員としての責務及び業務（サービス等利用計画案等の作成、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画等の作成、モニタリング）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識する。
- ・ 相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系（自立支援給付、地域生活支援事業）について理解する。

# 障害者総合支援法

## 障害者総合支援法の目指すもの（目的規定）

- 個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

## <法の対象となる「障害者」>

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ③精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者  
(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)
- ④治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

なお、これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。

④は、難病患者等が該当し、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

## <障害児の範囲>

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。その範囲は、18歳未満の者であって上記の①～④と同様。

# 障害者総合支援法の給付・事業

市町村

## 介護給付

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- 短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

第28条第1項

## 訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労定着支援
- ・自立生活援助
- 共同生活援助

第28条第2項

## 自立支援給付

第6条

★原則として国が1/2負担

障害者・児

## 相談支援

- 基本相談支援
- 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- 計画相談支援

第5条第16項

## 自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- 精神通院医療

第5条第22項

## 補装具

第5条第23項

## 地域生活支援事業

★国が1/2以内で補助

- ・相談支援
- ・移動支援
- ・福祉ホーム

- ・意思疎通支援
- ・地域活動支援センター

- ・日常生活用具

第77条第1項

等

支援

- ・広域支援

- ・人材育成

等

第78条

都道府県

★自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）

令和6年4月の改正児童福祉法の施行（児童発達支援センターの機能強化等）も踏まえつつ、**こども・家族への質の高い支援の確保・充実**を図るとともに、**地域全体の障害児支援体制の強化**を図る 【児者全体の改定率+1.12%】

## 1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型（障害児・難聴児・重症児）の一元化 ○児童発達支援センター等における中核機能の評価

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進

■適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進

○総合的な支援の推進 ○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価（基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算 等）  
○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○セルフケアの場合の事業所間連携の評価  
○将来の自立等に向けた支援の評価（自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援）

## 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実

■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

○医療的ケア児・重症心身障害児（福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価）  
○強度行動障害を有する児（予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価）  
○ケアニーズの高い児（著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価）  
○不登校児童（学校と連携した支援への評価） ○居宅訪問型児童発達支援の充実

## 4. 家族支援の充実

■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングを向上

○家族への相談援助等の充実（家庭・事業所・オンラインでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価）  
○預かりニーズへの対応（発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価）

## 5. インクルージョンの推進

■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

○通所支援事業所における取組の推進（個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実）  
○保育所等訪問支援の充実（訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニーズの高い児への支援の評価）

## 6. 障害児入所支援の充実

■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

○地域生活に向けた支援の充実（移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実）  
○小規模化等による質の高い支援の提供推進（小規模グループケアへの評価 等）  
○支援ニーズの高い児への支援の充実（強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価） ○家族への相談援助等の充実

■このほか、**職員の処遇改善**（加算の一本化・充実）、**虐待防止の推進**（防止措置未実施減算の創設）、**障害児相談支援の充実** 等にも対応

## 児童福祉法

※18歳未満が対象

### 【障害児通所支援】

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

### 【障害児入所支援】

- 福祉型障害児入所支援
- 医療型障害児入所支援

## 障害者総合支援法(自立支援給付)

※18歳以上が対象

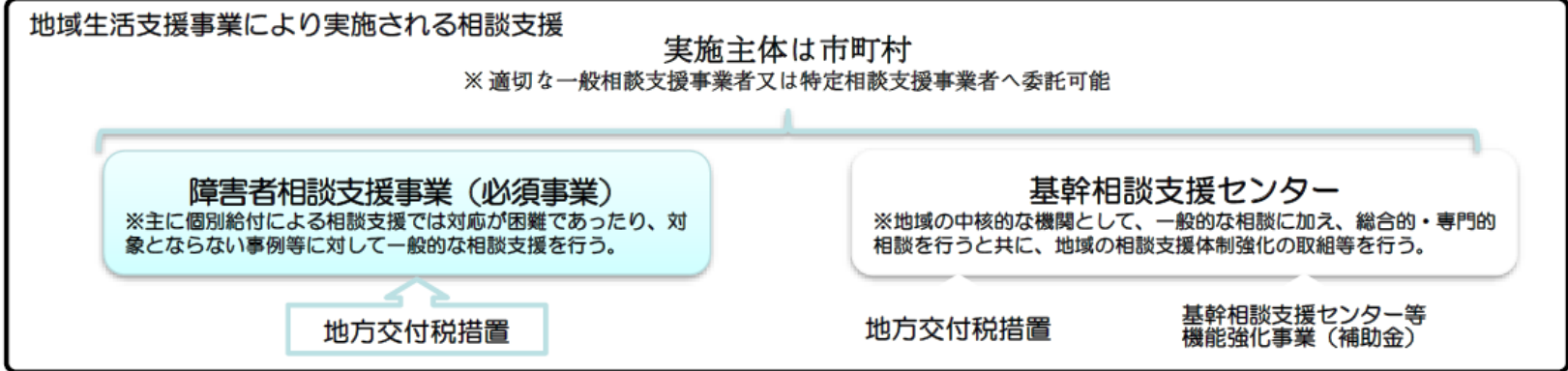
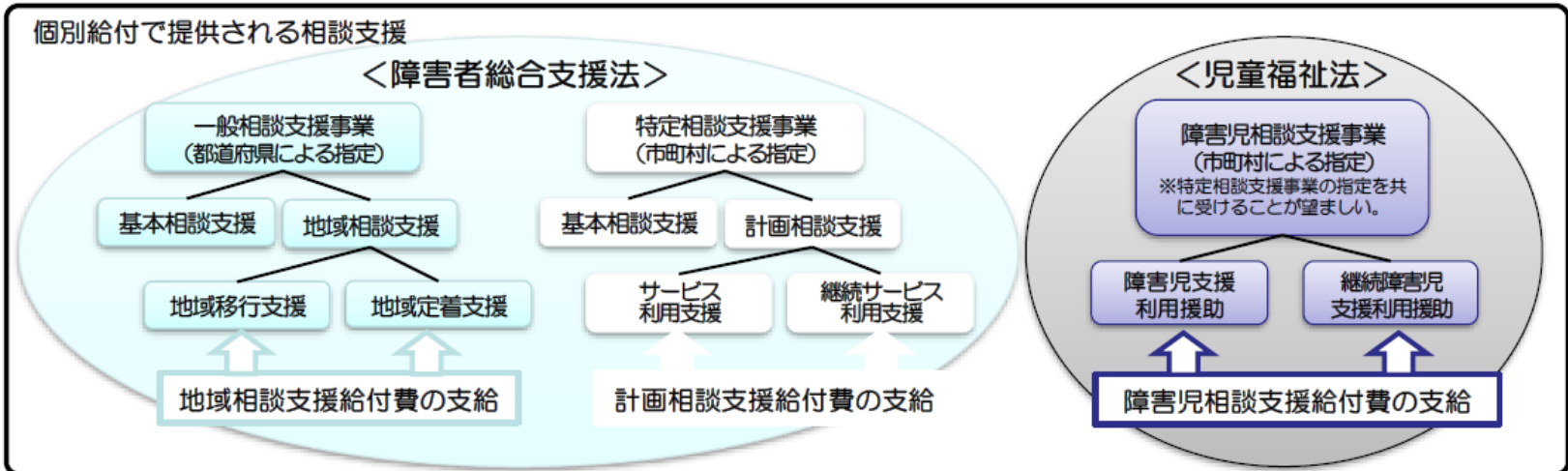
### 【介護給付】

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 移動援護
- 同行援護
- 短期入所(ショートステイ)
- 重度障害者等包括支援
- 生活介護
- 療養介護
- 施設入所支援

### 【訓練等給付】

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 宿泊型自立訓練
- 自立生活援助
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 共同生活援助(グループホーム)

# 障害者総合支援法および児童福祉法における 相談支援事業の体系



# 障害者の相談支援（厚生労働省）

- 一般的な相談をしたい場合（一般相談・基本相談）  
（障害者相談支援事業）
- 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談）  
（計画相談支援・障害児相談支援）
- 地域生活への移行に向けた支援（地域相談）  
（地域移行支援・地域定着支援）
- 一般住宅に入居して生活したい場合  
（住宅入居等支援事業（居住サポート事業））
- 障害者本人で障害福祉サービスの利用契約等ができない場合  
（成年後見制度利用支援事業）

# 計画相談支援の種類

## ■障害児支援利用計画を作成(児童福祉法)

## ■サービス等利用計画を作成(自立支援給付)

- ✓福祉サービスをどのように利用していくかを共に考える
- ✓福祉サービスを利用する事で、実現したい生活や活動を共に考える

## ■継続障害児支援利用援助(児童福祉法)

## ■継続サービス利用支援(自立支援給付)

- ✓総称して、モニタリングという
- ✓作成した計画に沿って、サービスが提供されているか等を**定期的**に共有するモニタリングを実施
- ✓モニタリングの結果、必要に応じてサービスの変更、調整も行う利用事業所との連携を取り、統一した支援が行えるチームを作る

## ■基本相談支援 (児童福祉法/自立支援給付)

- ✓サービスに繋がった後、計画相談に準ずるものや、生活して行く上での困りごとについての相談等を受ける
- ✓金銭やその他制度に関する相談等、利用計画に反映できず、聞いて欲しいだけの相談もある

---

## ■ロセルフプラン (児童福祉法/自立支援給付)

- ✓上記の手続き(相談支援)を利用せずに福祉サービスを利用する際、ご本人又はご家族が、福祉サービス利用の為に計画を作成をする方法

# 相談支援事業も根拠法によって対象が異なる

◆相談支援事業者には・・・

→ 障害児相談支援事業者と特定相談支援事業者がある

◆障害児相談支援事業者は・・・

→ 児童福祉法に基づき、障害児(18歳未満)に相談支援事業を行う

◆特定相談支援事業者は・・・

→ 障害者総合支援法(自立支援給付)に基づき、障害者(18歳以上)に相談支援事業を行う

✓事業者によって、相談支援の対象が異なる場合があるので、相談・依頼の際には確認が必要

# 重層的な相談支援体制

## <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

## <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

地域障害者  
相談支援センター  
ぽーと

## <第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等  
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

# 世田谷区の相談支援の体制(障害)

- ・ 指定特定相談支援事業

サービス等利用計画

- ・ 指定特定障害児相談支援事業

障害児利用支援計画

- ・ 地域障害者相談支援事業

ぽーと（区の委託事業5エリアに1事業ずつ配置）

- ・ 基幹相談支援事業

東京リハビリテーションセンター世田谷内、基幹相談支援センター

- ・ 一般相談支援事業

地域移行・地域定着支援

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

## 基幹相談支援センター

### 総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・ 総合的な相談支援（3障害対応）の実施
  - ・ 専門的な相談支援の実施

### 権利擁護・虐待防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業
  - ・ 虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター（通報受理、相談等）を兼ねることができる。

### 地域移行・地域定着

- ・ 入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・ 地域の体制整備に係るコーディネート

### 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・ 相談支援事業者の人材育成
- ・ 相談機関との連携強化の取組

運営委託等

協議会

相談支援事業者



相談支援事業者



相談支援事業者



児童発達支援センター  
（相談支援事業者）

# 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

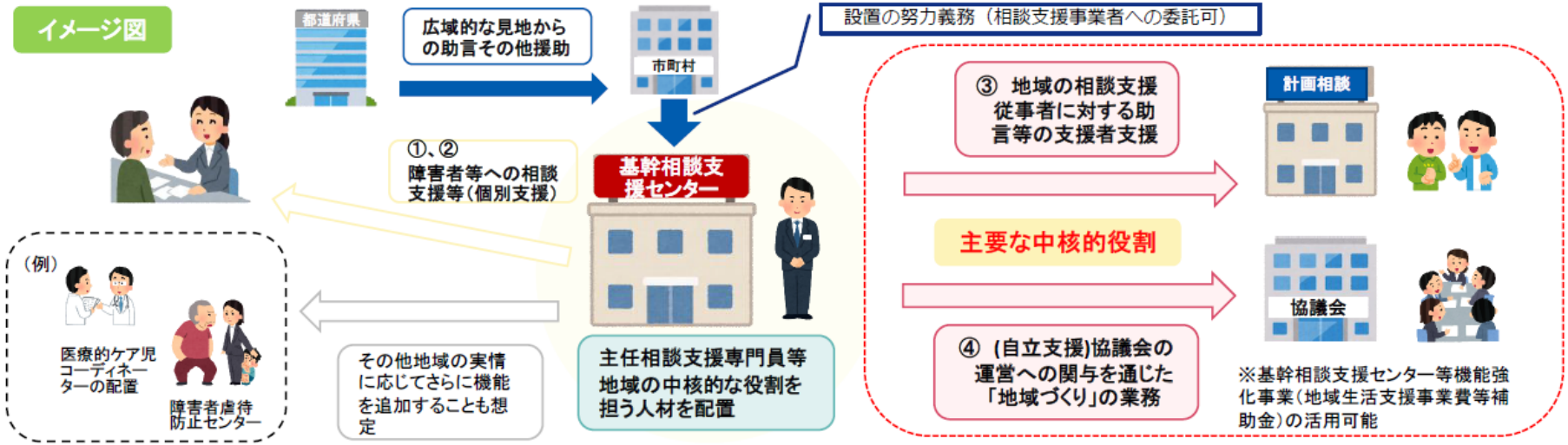
## 基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) 新  
 (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
  - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
    - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
    - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
 (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- 新 ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
 (地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
  - 新 ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
 (法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

③④が主要な「中核的な役割」

※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項) 新



# 世田谷区基幹相談支援センターの事業①

## 世田谷区基幹相談支援センターの業務

- 基本支援
- 地域障害者相談支援センター連絡会の開催
- 相談支援事業所全体連絡会の開催
- 障害者相談支援を担う人材の育成
- 世田谷区自立支援協議会事務局業務
- 専門的見地からの質の向上を目的とした検証業務
- 世田谷区成年後見支援センターとの連携
- 障害者虐待に関する関係機関との連携

## 世田谷区基幹相談支援センターの事業②

### 人材育成

世田谷区相談支援従事者初任者研修

テーマ別研修

スキルアップ研修

計画相談アドバイザー事業

専門的見地からの質の向上を目的とした検証業務

モニタリング検証(計画相談質の向上委員会)

# 一般相談支援・基本相談支援

- ・ 障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行う。
- ・ 権利擁護のための援助も行う。
- ・ 自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進を行う。

|      |  |
|------|--|
| 相談窓口 | 市町村（又は市町村から委託された指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者）   |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉サービスを利用するための情報提供、相談</li><li>・ 社会資源を活用するための支援</li><li>・ 社会生活力を高めるための支援</li><li>・ ピアカウンセリング</li><li>・ 専門機関の紹介 等</li></ul> ※内容は各市町村によって異なります。 |
| 対象者  | 障害のある人やその保護者など   |

お住まいの地域の“ぽーと”をご利用ください

## ぽーと せたがや

**担当地区** 池尻1-3・4 (1-32番)、上馬、寝堂、駒沢1-2、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林

**所在地** 下馬3-22-13 サザン三軒茶屋 2F

**アクセス** 田園都市線駒沢大学駅徒歩約12分・三軒茶屋駅徒歩約15分

**連絡先** 電話番号 03-6804-0405 FAX番号 03-6383-2156



## ぽーと きたざわ

**担当地区** 赤堤、池尻4 (33-39番)、梅丘、大原、北沢、斎藤寺、桜上水、代沢、代田、羽根木、松原

**所在地** 松原3-40-7 バインフィールドビル201

**アクセス** 京王線下高井戸駅・世田谷線下高井戸駅 徒歩約4分

**連絡先** 電話番号 03-6379-0262 FAX番号 03-3325-9519



## ぽーと たまがわ

**担当地区** 奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢3-5、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀

**所在地** 中町4-6-7

**アクセス** 大井町線上野毛駅徒歩約12分・田園都市線用賀駅徒歩約19分  
東急バス「中町5丁目」徒歩1分

**連絡先** 電話番号 03-6411-6590 FAX番号 03-6411-6316



## ぽーと きぬた

**担当地区** 宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、喜多見、砧、砧公園、成城、祖師谷、千歳台、船橋

**所在地** 祖師谷3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内3階

**アクセス** 小田急線祖師ヶ谷大蔵駅徒歩約5分・成城学園前駅徒歩約7分

**連絡先** 電話番号 03-6411-5680 FAX番号 03-6411-4150



## ぽーと からすやま

**担当地区** 粕谷、上北沢、上祖師谷、北島山、輪田、八幡山、南島山

**所在地** 南島山1-13-16

**アクセス** 京王線芦花公園駅徒歩約2分

**連絡先** 電話番号 03-5357-8760 FAX番号 03-5357-8761



# 地域障害者相談支援センター

# “ぽーと”

どこに  
相談すればいいか  
わからない

ひとり暮らし  
をしたい

家族のことを  
相談したい

これからの  
生活が  
心配

障害福祉の  
サービスに  
ついて  
知りたい

“ぽーと”は年齢や障害種別を問わず、さまざまなご相談をお受けします。  
お話をうかがい、必要な情報をお伝えしながら、  
安心した生活やご希望に向けて一緒に考えていきます。  
あなたの困っていることと「福祉」「制度」「地域資源」をつなぐ橋渡しをします。

相談料  
無料

### 開設日時

月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時まで  
(日曜日・祝日・年末年始はお休みします)

### 相談方法

来所による相談ができます。電話での相談や、必要に応じて訪問や同行も行います。  
相談の際は、一度ご連絡ください。  
お住まいの地域の“ぽーと”をご利用ください。

### “ぽーと”の由来

誰もが立ち寄れる「みなと(Port)」をイメージしています。  
この「みなと」に立ち寄りながら、またそれぞれ進んでいける、  
そんな場所になったらと思います。



## “ほーと”では様々なご相談をお受けしています

障害のある方やご家族、関係機関等の方からのご相談はもちろんのこと、その他の方からのご相談もお受けいたします。障害があるかどうかご判断がつかなくてもけっこうですし、ちょっとしたお困りごとや、「少し気になる」といった内容であっても構いません。「不安」や「心配」な時にも、お気軽にご相談ください。こちらではご相談内容の一例をご紹介します。

### ご相談例

病院に入院しています。退院後は、家族と同居ではなく1人暮らしをしてみたいと思っているのですが、どうしたらいいでしょうか？

グループホームやアパート暮らしなど、いくつかの選択肢があります。見学したり、福祉サービスの利用の検討もしながら、ご自身の望む暮らしを考えましょう。

### ご相談例

長い間、人と関わらず、何もやる気の起きない状態が続いています。話を聞いてほしい…。

“ほーと”でお話をお聞きできます。お電話でも構いませんし、こちらへ来ていただくか、ご自宅に伺うこともできます。ゆっくりお気持ちを整理して、今後のことを一緒に考えていきましょう。

### ご相談例

息子が家から外に出ることができない状態が続いていて、悩んでいます。どこに相談してよいか分かりません。

息子さんとお会いすることはできそうですか？お母様とのご相談だけでなく、息子さんにもお会いして、少しずつでも直接お話できればと思います。

### ご相談例

当院に定期的に通院されている患者様がいますが、今後は治療だけでなく、生活全般の支援も必要かと思えます。ご本人も希望されているのですが、ご相談できますか？

“ほーと”でご相談をお受けします。ご本人とお会いして、ご希望や様子を伺いながら、ご本人に合った支援を一緒に考えていきたいと思えます。

## お住まいの地域の“ほーと”をご利用ください

**相談日時** 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時まで  
(日曜日・祝日・年末年始はお休みします)

**相談方法** 来所による相談ができます。電話での相談や、必要に応じて訪問や同行も行います。相談の際は、一度ご連絡下さい。

**相談料** 無料

**担当地域** 下の担当地域マップをご参照ください。

相談支援業務のほかに、以下の業務も行なっています。

- 相談支援事業所、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、世田谷区各総合支所保健福祉センター、その他の関係機関との連携・協力、地域包括ケアシステムの推進
- 相談支援事業者への支援、人材育成
- 権利擁護のための支援

ご相談での個人情報、秘密は厳守します。安心してご相談ください。



各“ほーと”について詳しくは次ページをご覧ください

# 計画相談支援

・ サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによって支援する

|      |  |
|------|--|
| 相談窓口 | 市町村(指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者)  |
| 事業内容 | 障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行った場合は、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が支給される。  |
| 対象者  | <p>○障害者総合支援法の計画相談支援の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者</li><li>・地域相談支援を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者</li></ul> <p>※介護保険制度のサービスを利用する場合には、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合。</p> <p>○児童福祉法の障害児相談支援の対象者</p> <p>障害児通所支援を申請した障害児であって市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者</p> |

# 指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の対象者等について

## 1. 対象者

### ○ 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者

- ・ 障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児
- ・ 地域相談支援を申請した障害者

※介護保険制度のサービスを利用する場合には、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

### ○ 児童福祉法の障害児相談支援の対象者

- ・ 障害児通所支援を申請した障害児

## 2. サービス内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法） 第五条第二〇・二一項

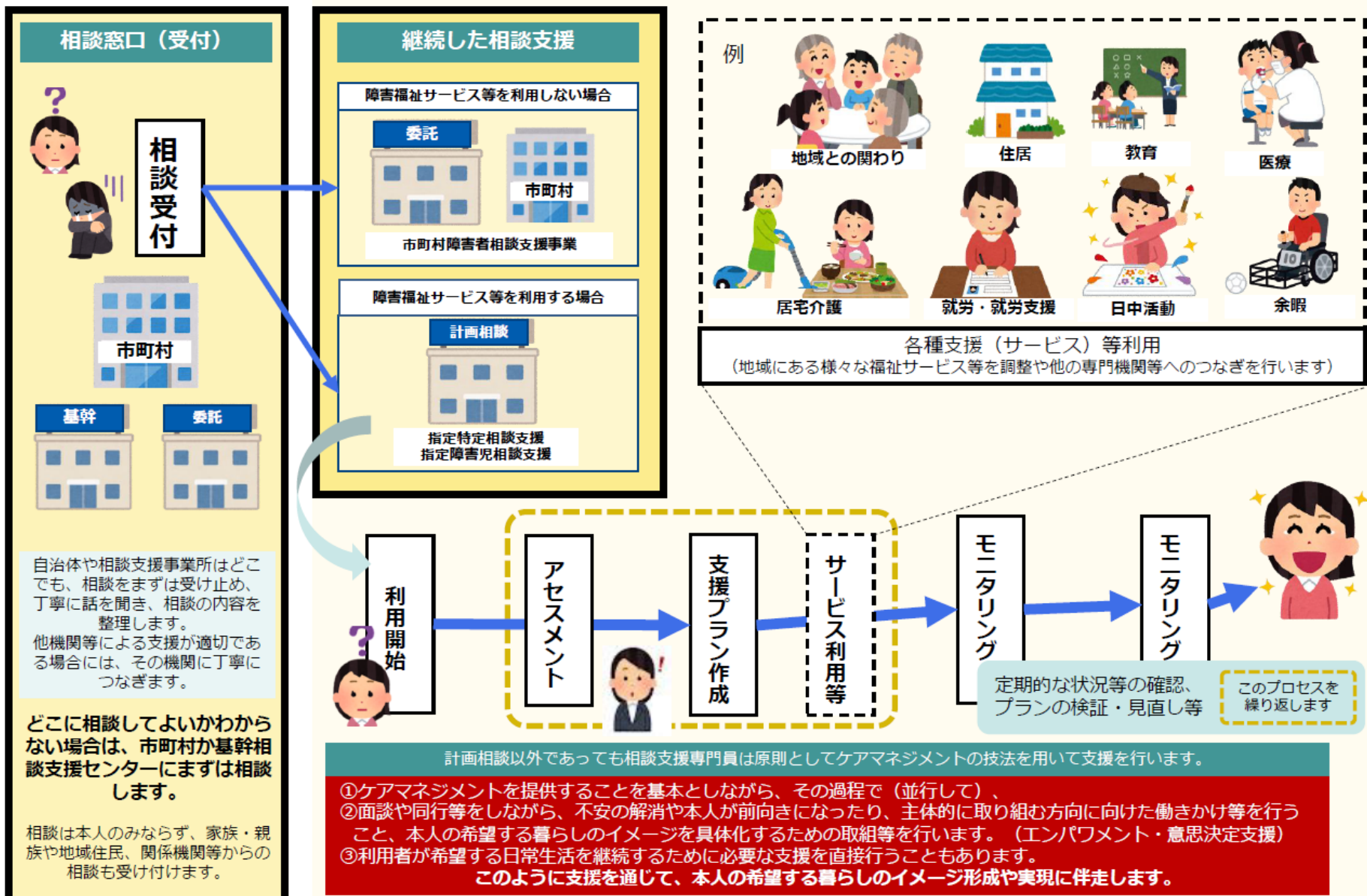
### ○ 支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成。
- ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画・障害児支援計画の作成。

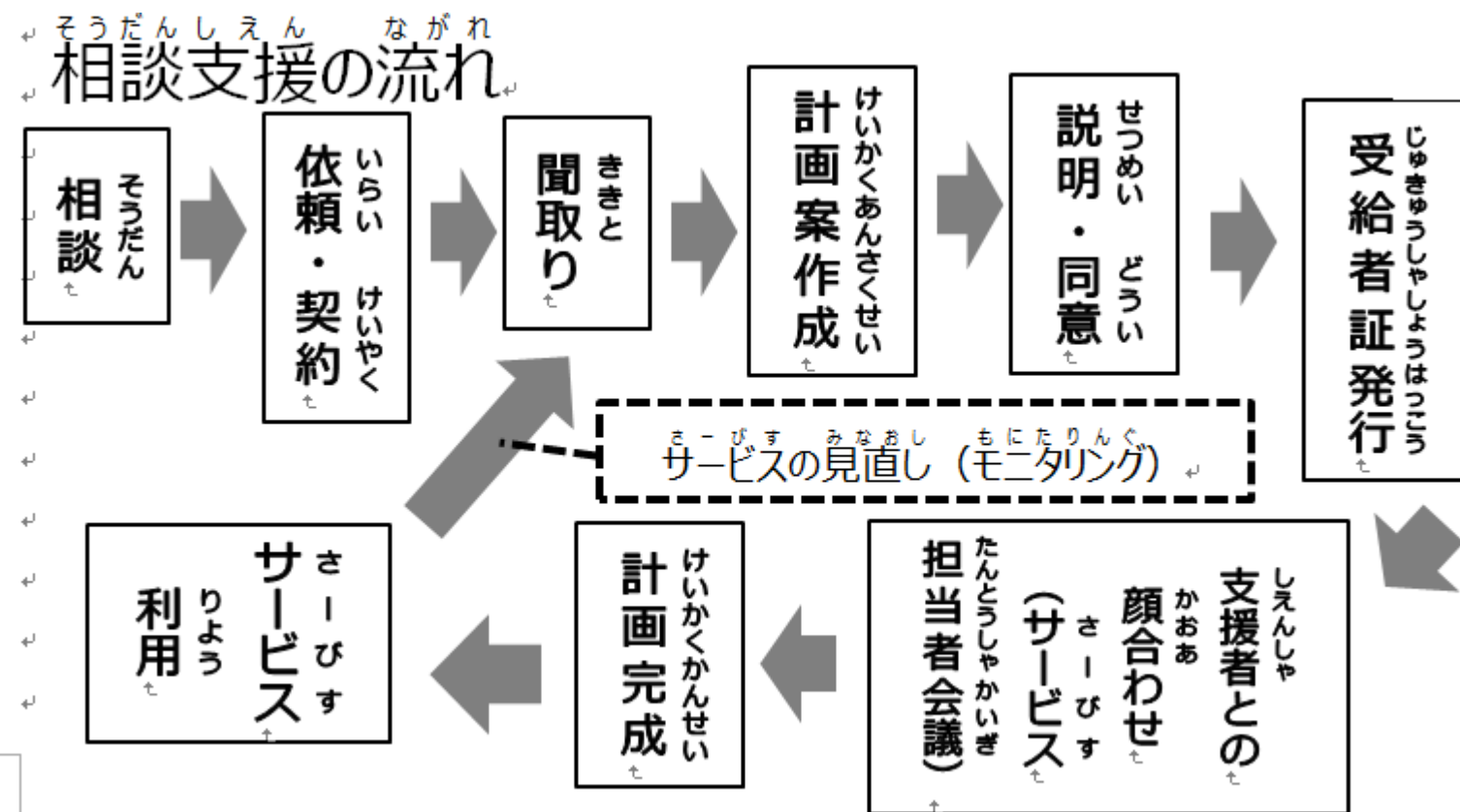
### ○ 支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・ 利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに厚生労働省令で定める期間を勘案して市町村が決定した期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

# 相談支援の流れ



# 計画相談支援を利用の流れ



## 東京都で活動する相談支援専門員の態度と姿勢は…

- 1) 一人ひとりの「暮らし」を知るために、障害当事者の声を聴く
- 2) 本人の思いや将来に向けた願いを受け止める
- 3) 本人とともにあらゆる社会資源を活用し、創り出す
- 4) 障害者ケアマネジメントの理念を具現化する役割を持つ
- 5) 本人自身が力を発揮できるようエンパワメントを支援する
- 6) まだ出会っていない、支援を必要とする人々の存在を想像する
- 7) 地域で人々が交流し、育ち合う中心になる

## 相談支援と地域

東京という地域

自分の地域

- 相談支援専門員は、
- 1) 地域を出発点とし、地域の強みと課題を把握して、ニーズに向き合う
  - 2) 利用者一人ひとりのニーズは地域のニーズと知っている
  - 3) 地域（自立支援）協議会を地域課題解決のツールとして活用する



- 「本人中心」 : 本人の思いや願いに寄り添い、本人中心の支援を行う
- 「社会モデル」 : 障害を社会の状況・環境との関係の中で理解し、とらえる
- 「エンパワメント」 : 本人が持っている力を信じる
- 「権利擁護」 : 人としての存在と尊厳を守り、あらゆる人権を尊重する
- 「地域に根ざす」 : フィールドとする東京都及び区市町村の地域性の把握と、地域福祉の向上に努め続ける

## 価値

## 【相談支援専門員の土台となるもの】

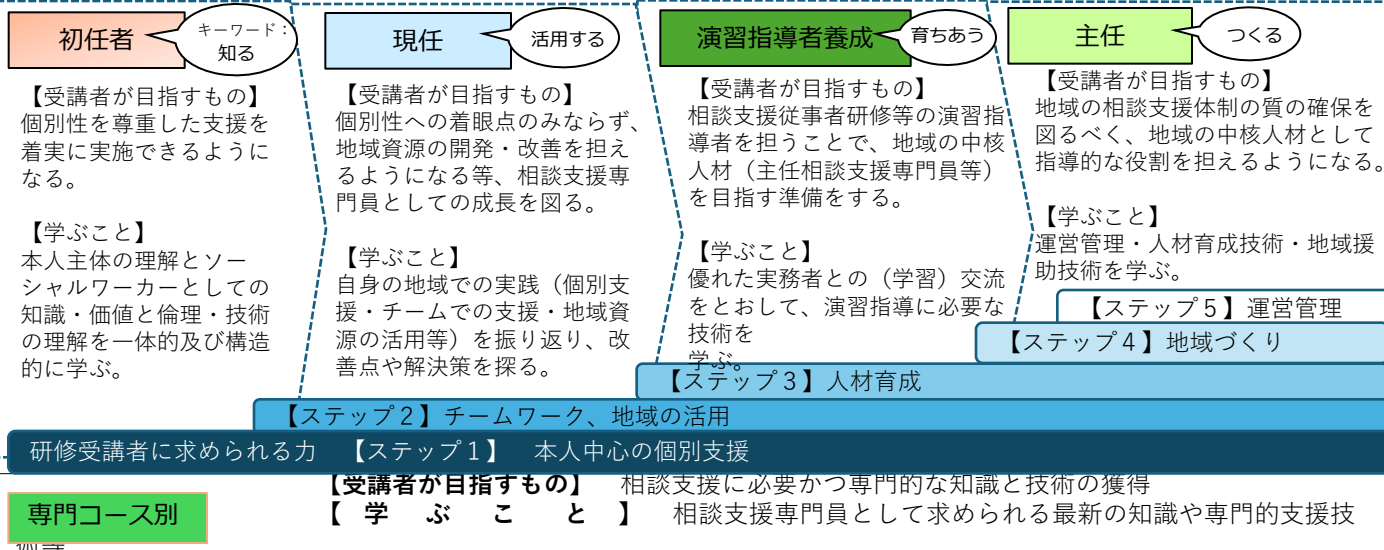
- ・東京都における障害福祉の歴史
- ・本人が暮らす地域とその社会資源の理解
- ・本人を理解するための、障害についての知識
- ・ケアマネジメントプロセスの基本的理解
- ・法制度や福祉サービスの知識

## 知識

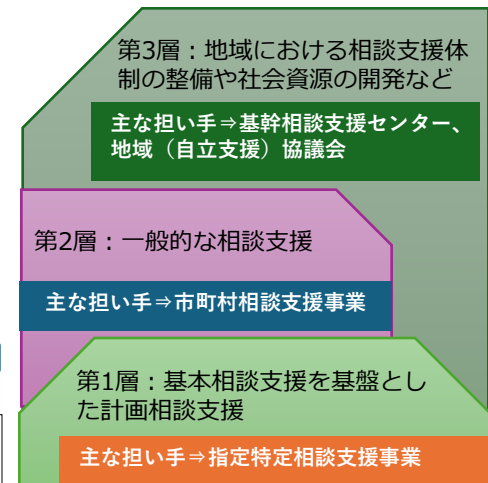
- 1) 本人と信頼関係を構築できる
- 2) 基本的な面接技術に習熟している
- 3) ニーズを的確に捉えることができる
- 4) わかりやすい計画を立案できる
- 5) サービス提供者や行政等と協働する力がある（交渉・調整）
- 6) 個別支援で得た地域課題を協議会等のネットワークを通じて積極的に発信・共有できる
- 7) 地域で人々が交流し、育ち合う働きかけができる（ファシリテーション、スーパービジョン）

## 技術

## 【東京都の研修のしくみ ~相談支援専門員もエンパワメントのプロセスをたどる~】



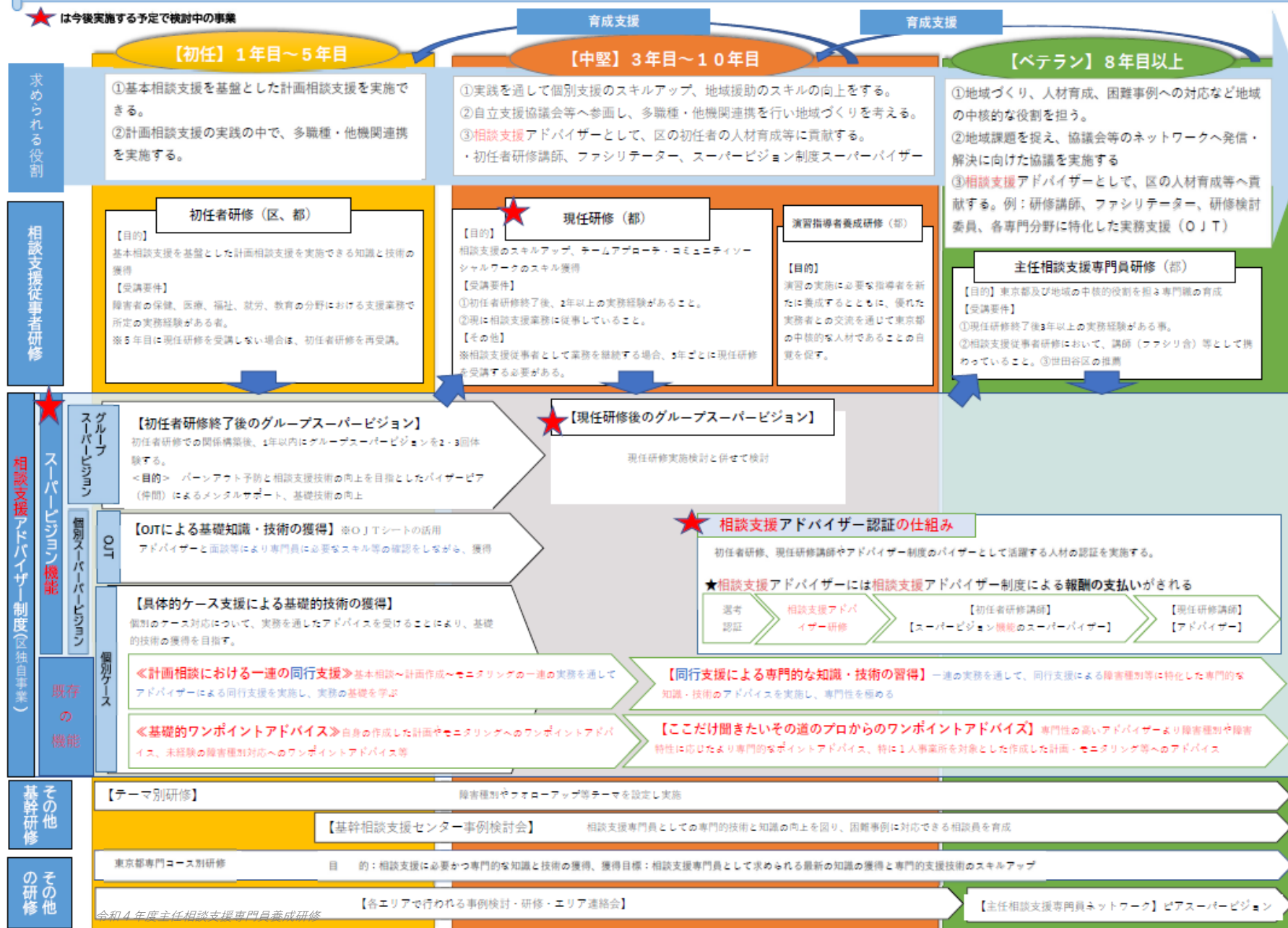
## 【国が考える地域や立場の違いによる相談支援専門員の役割】



# 世田谷区相談支援専門員キャリアラダー構築の方向性

★★★つながりのある相談支援専門員の姿★★★

★は今後実施する予定で検討中の事業



# 相談支援専門員とは？(東京都)

相談支援専門員は、

- 1) 地域を出発点とし、地域の強みと課題を把握して、
- ニーズに向き合う
- 2) 利用者一人ひとりのニーズは地域のニーズと知っている
- 3) 地域（自立支援）協議会を地域課題解決のツールとして活用する

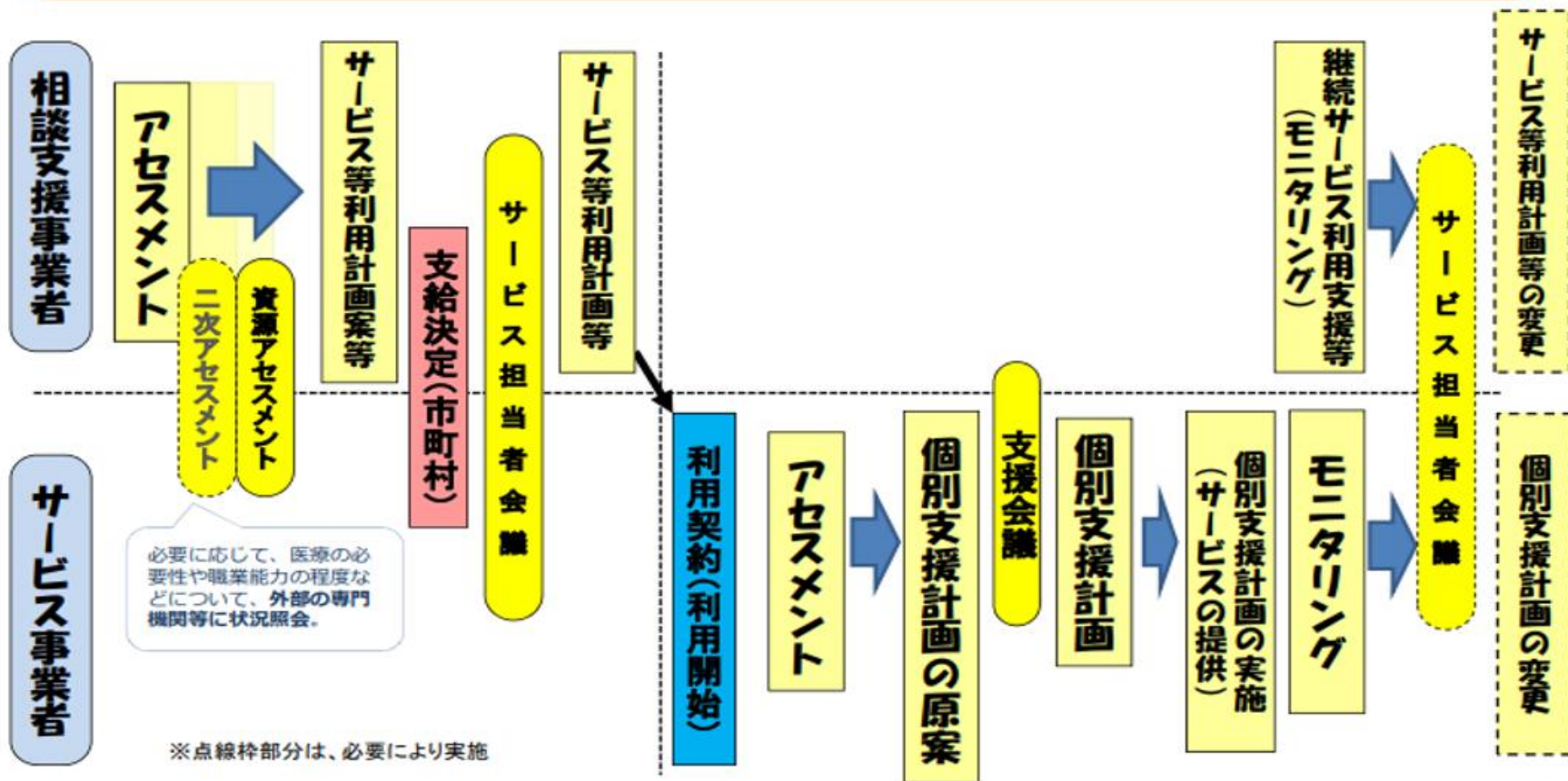
態度と姿勢

- 1) 一人ひとりの「暮らし」を知るために、障害当事者の声を聴く
- 2) 本人の思いや将来に向けた願いを受け止める
- 3) 本人とともにあらゆる社会資源を活用し、創り出す
- 4) 障害者ケアマネジメントの理念を具現化する役割を持つ
- 5) 本人自身が力を発揮できるようエンパワメントを支援する
- 6) まだ出会っていない、支援を必要とする人々の存在を想像する
- 7) 地域で人々が交流し、育ち合う中心になる

とされています。

| ←    | 利用するサービス←                                 | 計画相談支援← | 障害児相談支<br>援← | ← |
|------|---|---------|--------------|---|
| 障害者↑ | 障害福祉サービスのみのみ←                             | ○←      | ×←           | ← |
|      | 地域相談支援のみのみ←                               | ○←      | ×←           | ← |
|      | 地域生活支援事業のみのみ←                             | ×←      | ×←           | ← |
|      | 障害福祉サービス及び地域生活支援事業←                       | ○←      | ×←           | ← |
|      | 地域相談支援及び地域生活支援事業←                         | ○←      | ×←           | ← |
|      | 障害福祉サービス及び介護保険制度のサービス←                    | ○←      | ×←           | ← |
|      | 障害福祉サービス (居宅介護等の上乗せのみ) 及び介護保<br>険制度のサービス← | ×←      | ×←           | ← |
| 障害児↑ | 障害福祉サービスのみのみ←                             | ○←      | ×←           | ← |
|      | 障害児通所支援のみのみ←                              | ×←      | ○←           | ← |
|      | 地域生活支援事業のみのみ←                             | ×←      | ×←           | ← |
| ←    | 障害福祉サービス及び障害児通所支援←                        | ×←      | ○←           | ← |
|      | 障害福祉サービス及び地域生活支援事業←                       | ○←      | ×←           | ← |
|      | 障害児通所支援及び地域生活支援事業←                        | ×←      | ○←           | ← |

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と  
障害福祉サービス事業者の関係



# 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用 援助のモニタリング期間

## 1) 基本的な考え方

- 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。
- 平成30年4月よりケアマネジメント充実の必要性の観点から、一部モニタリング標準期間を改定する。
- 特定相談支援事業所等の体制整備の観点から、モニタリング標準期間の改定は経過措置として段階的に適用する。

## 2) モニタリング期間の設定(省令事項: 則第6条の16)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに以下の省令で定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

### <省令で定める期間>

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く → 毎月
- ① 以下の者
- イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
  - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
  - ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)
- ② 以下の者 → 3ヶ月ごとに1回
- ・ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
  - ・ 介護保険サービスを利用していない65歳以上の者
- ③ ①、②以外の者 → 6ヶ月ごとに1回
- (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 6ヶ月ごとに1回
- (4) 地域移行支援、地域定着支援を利用する者 → 6ヶ月ごとに1回

## ① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

| 対象者                              |  | 旧基準                | 見直し後               |   |
|----------------------------------|--|--------------------|--------------------|---|
|                                  |  |                    | 30年度～              | 31年度～                                   |
| 新規サービス利用者                        |  | 1月間<br>※利用開始から3月のみ | 1月間<br>※利用開始から3月のみ |   |
| 在宅の障害児通所支援サービス等                  | 集中的支援が必要な者   | 1月間                | 1月間                |   |
|                                  | 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助                      | —                  | 3月間                |   |
|                                  | 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練             | 6月間                | 6月間                | 3月間                                     |
|                                  | 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援 | 6月間                | 6月間                | 6月間<br>※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間 |
| 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 |  | 1年間                | 6月間                |   |

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

## ② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

- 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図るため、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする

※「1ヶ月平均」とは当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指す

# 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用 援助のモニタリング期間

※市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりもさらに短い期間（6ヶ月→4ヶ月、3ヶ月→2ヶ月）で設定することが望ましい。

## <計画相談支援>

- ・生活習慣等を改善するために集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やおそれのある者

## <障害児相談支援>

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

## ○ 障害者等の心身の状況

### ○ 障害者等の置かれている環境

#### ・ 家族状況

#### ・ 障害者等の介護を行う者の状況

・ 生活状況（日中活動の状況（就労・通所施設等）、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化

### ○ 総合的な援助の方針（援助の全体目標）

### ○ 生活全般の解決すべき課題

### ○ 提供される各サービスの目標及び達成時期

### ○ 提供されるサービスの種類、内容、量 等

# モニタリング期間設定等の手続

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案に「モニタリング期間（毎月、3月ごと等）案」を記載。

利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出（併せて支給申請書、計画担当事業者の届出書を提出）。市町村は、サービスの支給決定に併せ、計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費を含む。以下同じ。）の支給を通知。その際、市町村は、「モニタリング期間（毎月、3月ごと等）」等を定め、対象者に通知。（受給者証にも記載。）モニタリング期間を変更（毎月3ヶ月等）する場合には、市町村は、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知。（対象者に受給者証の提出を求めモニタリング期間の記載を変更）。

※計画相談支援給付費の支給期間は、サービス等利用計画の作成月からサービスの最長の有効期間の終期月を基本。

※モニタリング期間の設定に当たっては、モニタリング実施月の特定等のため、当該モニタリング期間に係るモニタリングの開始月と終期月を設定。

・開始月サービスの有効期間の終期月にモニタリングを実施することとした上で、モニタリング期間を踏まえて設定。

・終期月

原則、計画相談支援給付費の支給期間の終期月とする。ただし、毎月実施する者は原則最長1年以内（新規又は変更により著しくサービス内容に変動があった者は3ヶ月以内を基本とする）。

※利用者が相談支援事業者の変更を希望する場合には、相談支援事業者の変更届出書及び受給者証を市町村に提出。

市町村が受給者証の記載を変更し利用者に返還。

※対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めた場合には算定が可能

# サービス担当者会議

○サービス担当者会議は、利用者の生活する場で行うのが基本

(1)サービス担当者の視点からは、それぞれの専門的立場から意見を述べ、原案を更によいものに

する機会

(2)利用者の視点からは、原案に対して実際にサービスを提供してくれる事業者との間で確認ができる、共有の機会

(3)相談支援専門員の視点からは、利用者と実際にサービスを提供しているサービス担当者から、現実的な情報が得られる機会以上のことから、サービス担当者会議は、サービス利用における説明と同意（インフォームド・コンセント）のための仕掛けという位置づけとして活用

(4)支援困難事例における支援者の箸休めの機能

解決はできなくても、関係者と状況を確認したり、心配事を確認するだけで支援者の安心を得る事が出来る

○サービス担当者会議の開催のタイミングは、常に利用者の解決すべき課題に即して開催される

(1)当初の課題分析を実施しサービス利用計画の原案を作成する段階

※サービス担当者会議が開催できない場合は、サービス担当者へはF A Xや電話等で説明や意見

交換を行うことでもよいが、記録にはその内容を記載しておくことが望ましい。

(2)サービス開始直後の初期モニタリング（ニーズとサービスのマッチングの観察、サービス導入によるニーズの変化の観察、サービス間の適切な連携の観察）の段階

(3)継続モニタリング（ニーズとサービスの継続的な把握と分析）の段階

# 指定一般相談支援（都指定事業）

|      |  |
|------|--|
| 相談窓口 | 指定一般相談支援事業者  |
| 事業内容 | <p>○地域移行支援<br/>入所施設に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行った場合は、地域移行支援サービス費が支給される。</p> <p>○地域定着支援<br/>居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行った場合は、地域定着支援サービス費が支給される。</p>                                   |
| 対象者  | <p>○地域移行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等に入所している障害者</li> <li>・精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める者）</li> </ul> <p>○地域定着支援</p> <p>以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅において単身で生活する障害者</li> <li>・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者</li> </ul> |
| 期間   | <p>○地域移行支援<br/>6カ月以内。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6カ月以内で更新可。</p> <p>○地域定着支援<br/>1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。（その後の更新も同じ）</p>  |

# 指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の基準

## 1. 対象者

### （地域移行支援）

○ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者

法

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

○ 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者

法

→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。

1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするもの

や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象。

※ 地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。  
（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

### （地域定着支援）

○ 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

・ 居宅において単身で生活する障害者

・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等

→ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。

※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害支援区分認定調査に係る項目を調査（障害支援区分の認定は不要）  
ただし、国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。（更新時は調査が必須）

## 2. サービス内容

### （地域移行支援）

法

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。

→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

### （地域定着支援）

法

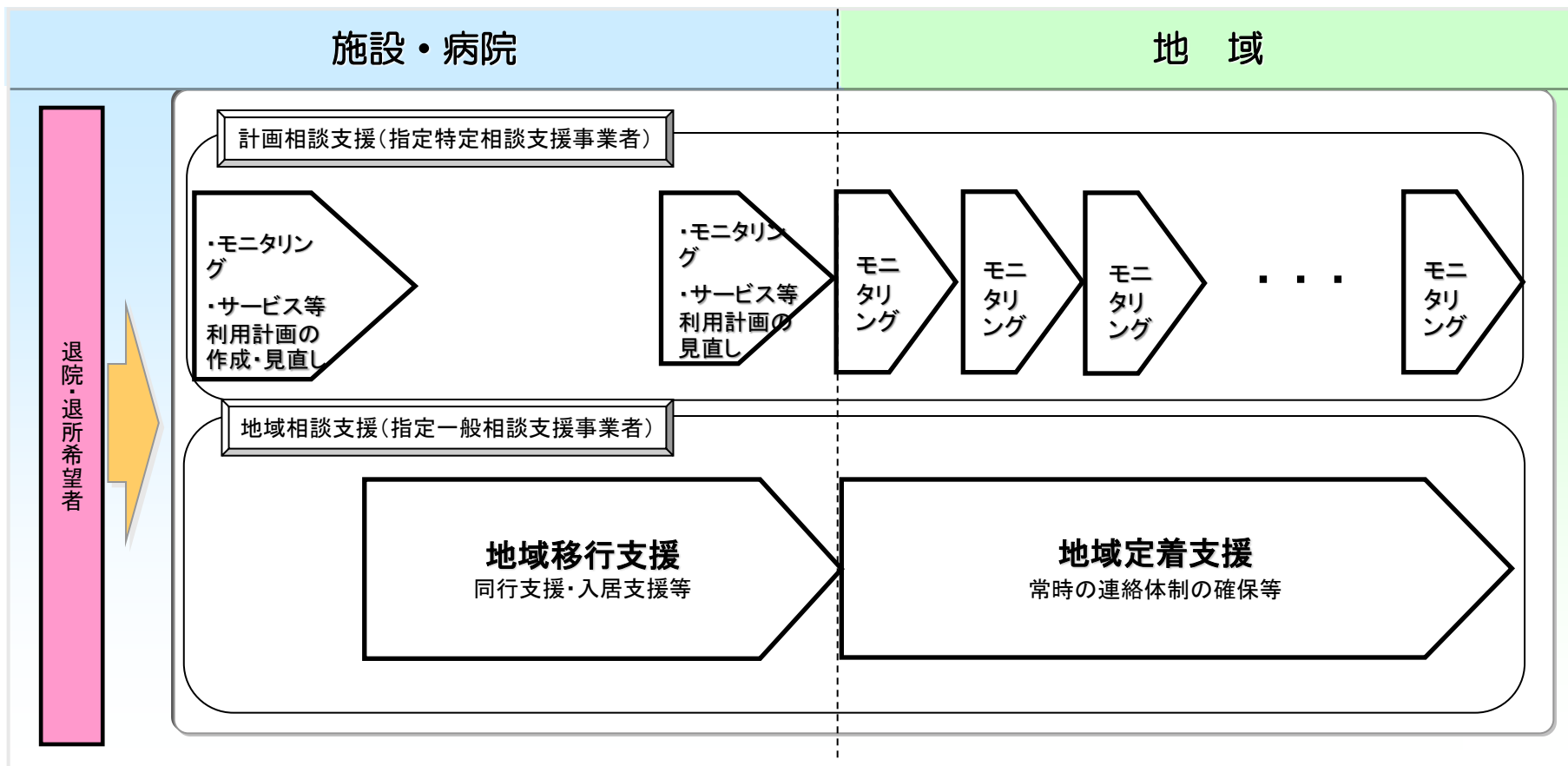
常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

→ 「その他の便宜」については、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援。

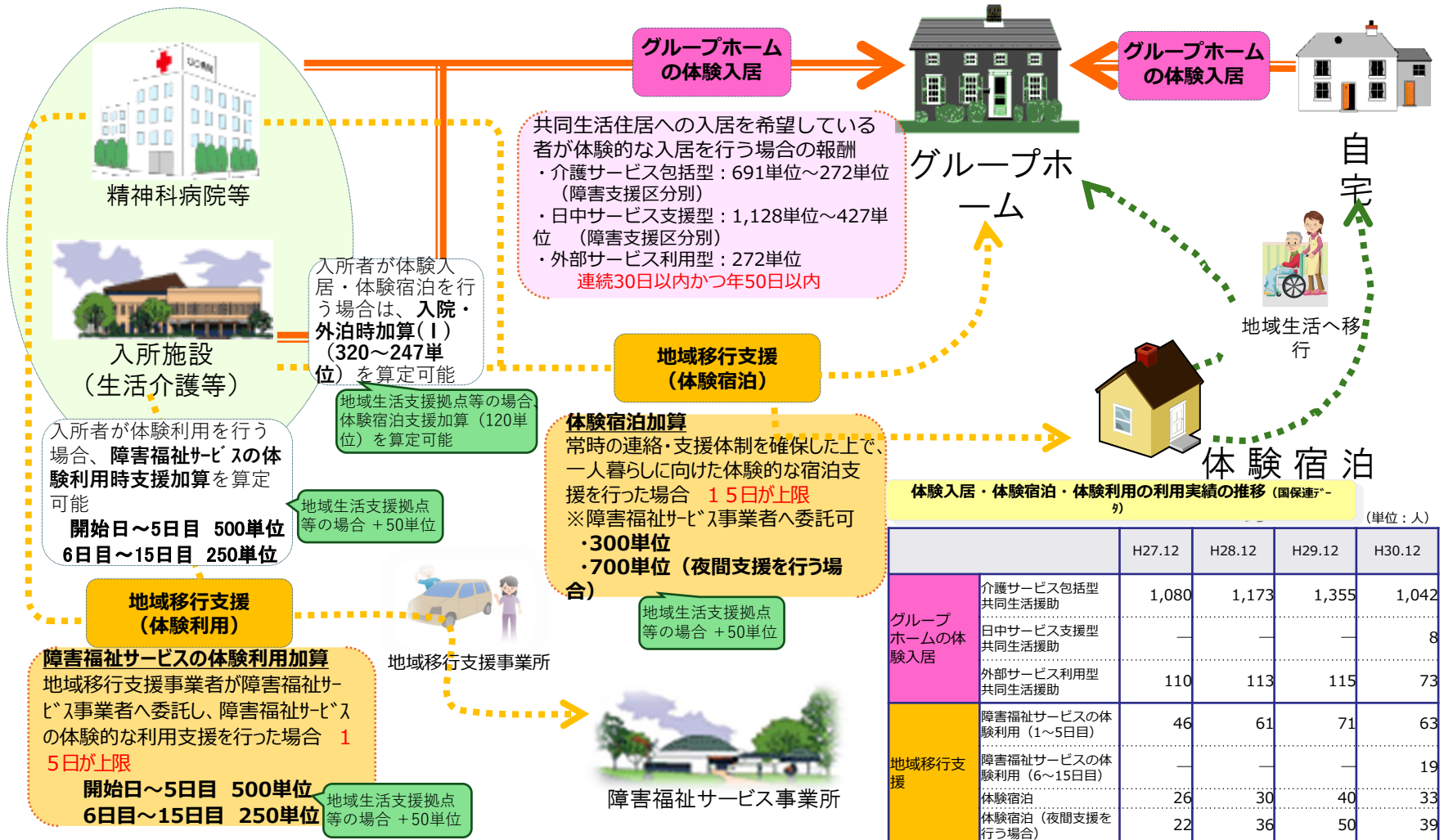
# 施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
  - 精神科病院からの退院にあたって支援を要する者については、本人や精神科病院から市町村や相談支援事業者に連絡し、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



# 施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



精神科病院等



入所施設  
(生活介護等)

入所者が体験利用を行う場合、障害福祉サービスの体験利用時支援加算を算定可能

開始日～5日目 500単位  
6日目～15日目 250単位

**地域移行支援  
(体験利用)**

**障害福祉サービスの体験利用加算**

地域移行支援事業者が障害福祉サービス事業者へ委託し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 15日が上限

開始日～5日目 500単位  
6日目～15日目 250単位

入所者が体験入居・体験宿泊を行う場合は、入院・外泊時加算(1) (320～247単位)を算定可能

地域生活支援拠点等の場合、体験宿泊支援加算(120単位)を算定可能

地域生活支援拠点等の場合 +50単位

**地域移行支援  
(体験宿泊)**

**体験宿泊加算**

常時の連絡・支援体制を確保した上で、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 15日が上限

※障害福祉サービス事業者へ委託可

- ・300単位
- ・700単位（夜間支援を行う場合）

地域生活支援拠点等の場合 +50単位

地域移行支援事業所



障害福祉サービス事業所

# 1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

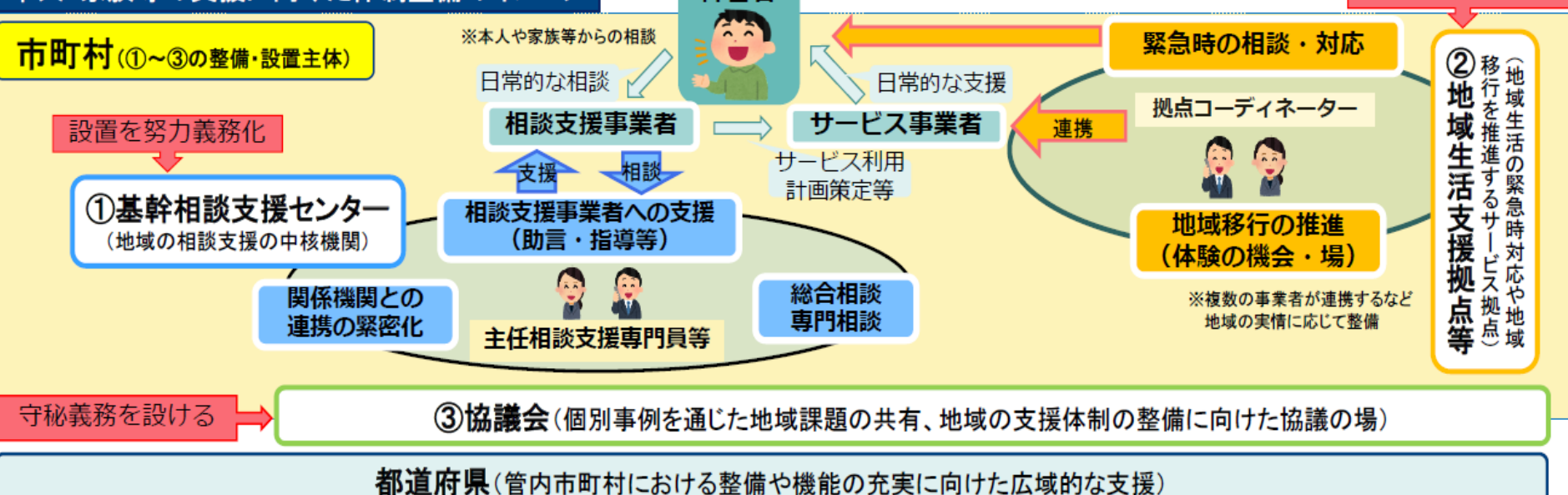
## 現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

## 見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

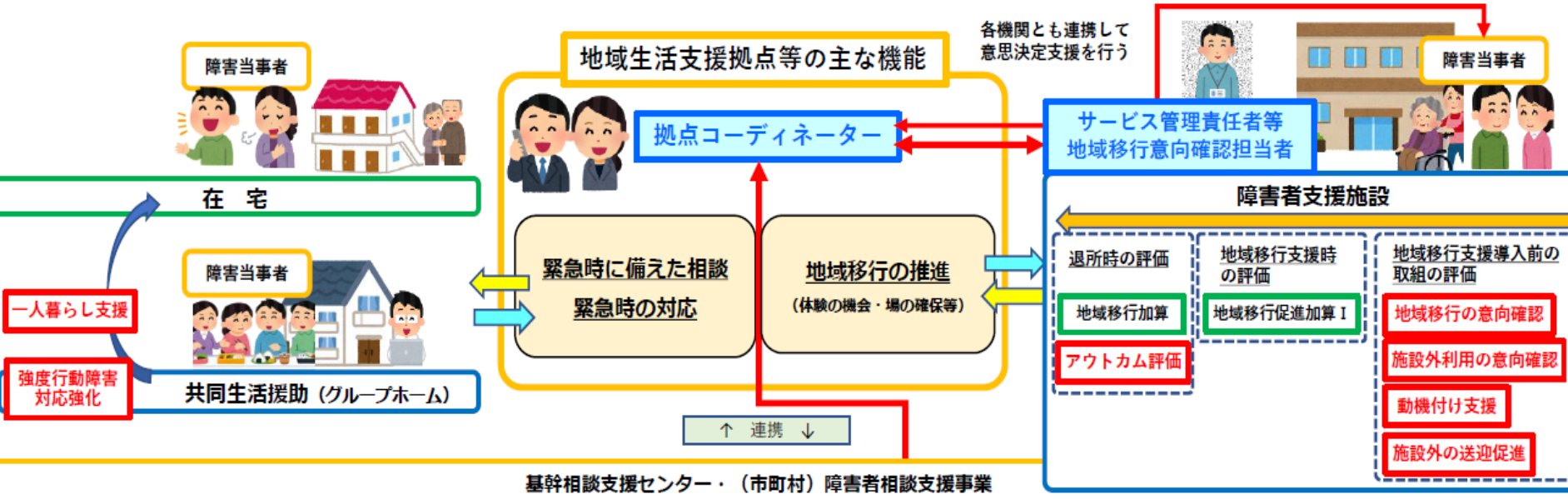
## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



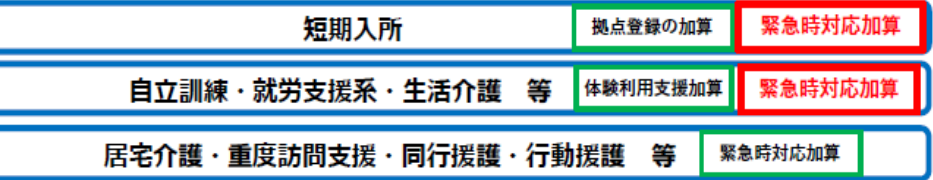
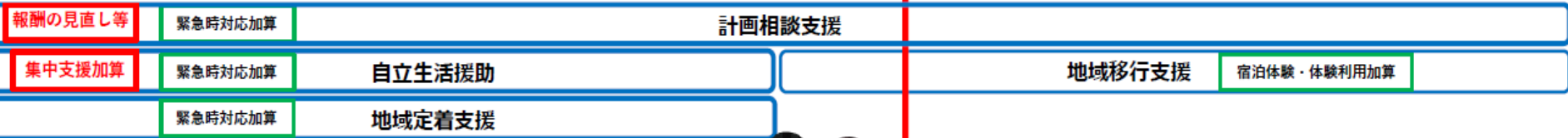
# 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



基幹相談支援センター・(市町村) 障害者相談支援事業



\* 図内の枠色について  
 既存の障害福祉報酬での取組  
 R6 障害福祉サービス等報酬改定  
 \* 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

↑ 連携 ↓  
 行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関 （自立支援）協議会等の協議の場

# 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

## ① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
  - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
  - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

## ② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

| 利用定員           | 区分6   | 区分5   | 区分4   | 区分3   | 区分2以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40人以下          | 459単位 | 387単位 | 312単位 | 236単位 | 171単位 |
| 41人以上<br>60人以下 | 360単位 | 301単位 | 239単位 | 188単位 | 149単位 |
| 61人以上<br>80人以下 | 299単位 | 251単位 | 201単位 | 165単位 | 135単位 |
| 81人以上          | 273単位 | 226単位 | 181単位 | 149単位 | 128単位 |



【見直し後】

| 利用定員           | 区分6   | 区分5   | 区分4   | 区分3   | 区分2以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40人以下          | 463単位 | 392単位 | 316単位 | 239単位 | 174単位 |
| 41人以上<br>50人以下 | 362単位 | 303単位 | 240単位 | 189単位 | 150単位 |
| 51人以上<br>60人以下 | 355単位 | 297単位 | 235単位 | 185単位 | 147単位 |
| 61人以上<br>70人以下 | 301単位 | 252単位 | 202単位 | 166単位 | 137単位 |
| 71人以上<br>80人以下 | 295単位 | 247単位 | 198単位 | 163単位 | 133単位 |
| 81人以上          | 273単位 | 225単位 | 181単位 | 150単位 | 129単位 |

## ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

|               |  |   |   |
|---------------|--|---|---|
| <b>自立生活援助</b> | 【現 行】  | 自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）  | 1,090単位/月（30人以上）  |
|               |  | 自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）  | 817単位/月（30人以上）  |
| 【見直し後】        | 自立生活援助サービス費（Ⅰ）   | <b>1,566</b> 単位/月（30人未満）  | <b>1,095</b> 単位/月（30人以上）                                    |
|               | 自立生活援助サービス費（Ⅱ）   | <b>1,172</b> 単位/月（30人未満）  | <b>821</b> 単位/月（30人以上）                                      |
| 【新 設】         | <b>自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月</b> *居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定 |   |   |
| <b>地域移行支援</b> | 【現 行】  | 地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位/月（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月                          |   |
|               | 【見直し後】   | 地域移行支援サービス費（Ⅰ）  | <b>3,613</b> 単位/月（Ⅱ） <b>3,157</b> 単位/月（Ⅲ） <b>2,422</b> 単位/月 |
| <b>地域定着支援</b> | 【現 行】  | ・体制確保費 306単位/月 緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日                           |   |
|               | 【見直し後】   | ・体制確保費 <b>315</b> 単位/月 緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位/日 |   |

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

\*自立生活援助サービス費（Ⅰ）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



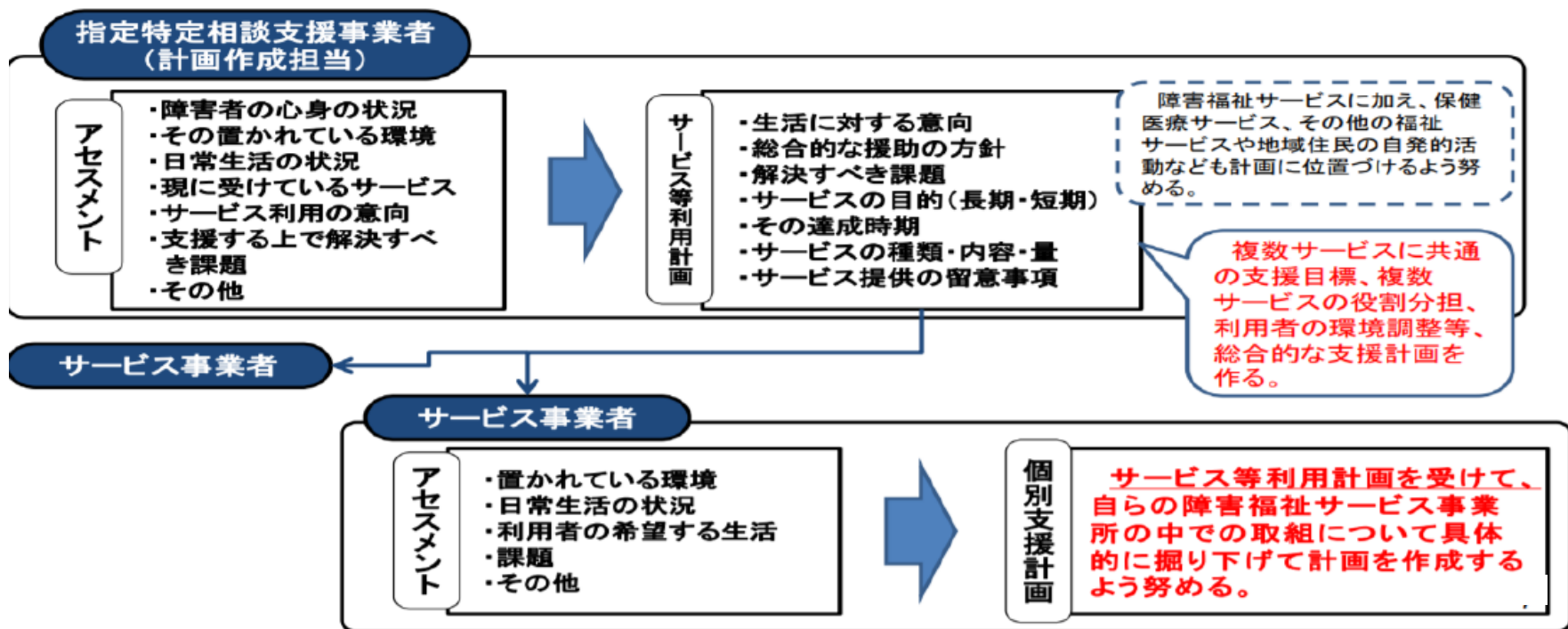
## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 計画相談支援と個別支援計画の関係

サービス等利用計画は、**相談支援専門員**が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。

個別支援計画については、**サービス管理責任者**が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供する**サービスの適切な支援内容等**について検討し、作成。



## 相談支援専門員の視点

- ・ 家族の負担と、本人の安全危機

老障介護により、介護者の老化により、家族への身体負担と、増加する家族介護事故

- ・ 本人、家族への気付きを促す。

いままでの家族の背景を知る。支えて来た家族の苦労、頑張り等。本人の思い  
双方にとっての利点とこれからの人生へ

## 高齢の家族と共に暮らす

- ・長期ひきこもりによる、本人、家族の高齢化
- ・8050問題とされる、高齢者のサービス不利用における、家族の問題。在宅生活障害問題
- ・障害当事者の高齢化

等

本人支援と家族支援の必要性とジレンマ

「本人と家族の思いの違い」

大事なものは本人の思い

## 家族が要介護者

- ・ 地域包括支援センター（あんすこ）

との連携

地域包括のアウトリーチで把握された、高齢者の子供が引きこもり。地域包括でも子供の状態に違和感を感じるが、何か分からないが、精神障害や、発達障害のような感じがする。その子供が居る事で必要な高齢者がサービスを拒否している。

その子供への支援をしないと家族共倒れへの危惧

## 引きこもりの家族を支える

- ・ 家族の同意を得て、本人への情報提供  
本人が動き出す時に緩やかに支援を開始する。

丁寧な関わりで家族にも、子供の支援者がいる事を知って貰い、まずは安心を得る。

家族には自分の事を優先する事が大事であることを伝えつつ、本人に圧を掛けないようお願いをする。

家族の手を離れる事への支援

親子で介護保険年齢で子供が障害者

父99歳 娘72歳（二人とも在宅）

娘は脳性麻痺により四肢体幹機能障害1級

父は加齢による軽度認知症 要支援1

娘は重訪で24時間。介護保険移行しないで支援

父は要介護1から要支援に…。娘の事業所で総合事業を行っている事業所に娘のサービスに入る前に1時間入って貰う。

二人の生活を二つの制度で支えている。

一人ではなく、家族全体をコーディネートする。

# 相談支援専門員と介護支援専門員の違い

相談支援専門員

しない

1 か月39名/ 1 名

開発及び改善

本人に必要なものの提供

国の基準に合わせて

1 か月～6 か月の間

給付管理

利用者上限

社会資源

サービス

モニタリング

介護支援専門員

する

35名

既存の資源を利用

介護度に合わせて単位の範囲

毎月

等々 . . .

# 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に係る取組について

## 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の趣旨

- ・障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- ・意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

## 意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

## これまでの取組

|                   |  |
|-------------------|--|
| 平成28年度            | (29年3月)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定   |
| 平成29年度<br>～平成30年度 | 厚生労働科学研究において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解、活用に関する研修カリキュラムを開発   |
| 令和2年度～            | <ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働科学研究において意思決定支援研修に関する研修カリキュラムを開発し、令和2年度から、都道府県が実施する相談支援従事者及び研修、サービス管理責任者等を対象とした専門コース別研修のメニューとして追加</li><li>・令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害者支援施設における地域移行の実態調査及意思決定支援の取り組みのための調査研究」を実施</li></ul> |

# 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

## 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

## 意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

### 《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 《意思決定を構成する要素》

#### (1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

#### (2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

#### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

## 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

### 意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

### 意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

# 障害者権利条約

## 我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

### 障害者権利条約とは？

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定\*を含む。)を禁止

→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

\*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:段差への渡し板の提供等)を行わないことを指します。



### 条約成立までー締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。

2007年 9月 我が国が条約に署名しました。

2008年 5月 条約が発効しました。

2014年3月末時点で

**143か国・機関が締結済みです。**

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。

2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

### 条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

(障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)

(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)

- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、  
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

## （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

## （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

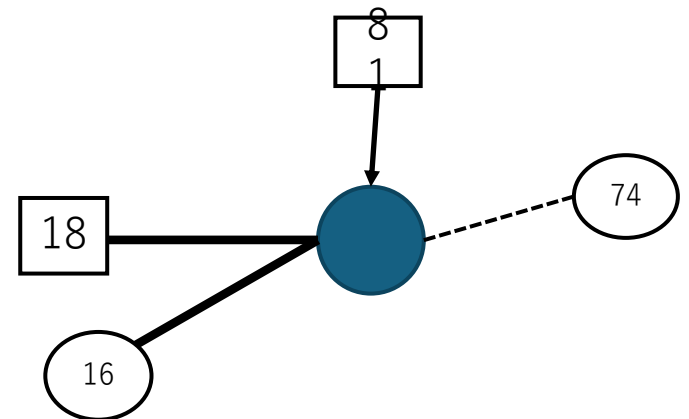
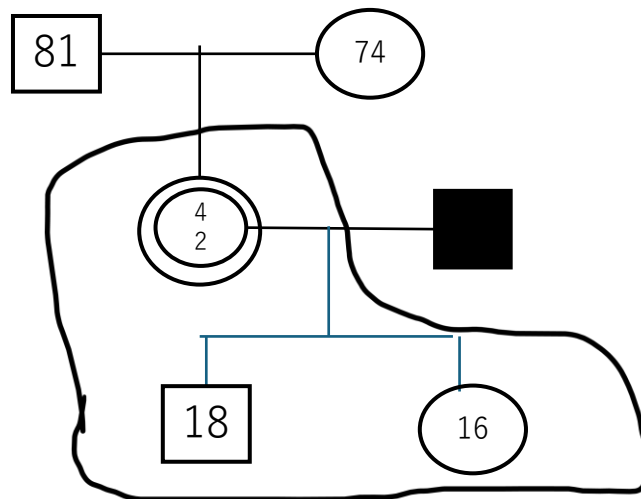
# 最後に

- エコマップ書けますか？

ジェノグラムは家族情報。

エコマップは関係性。

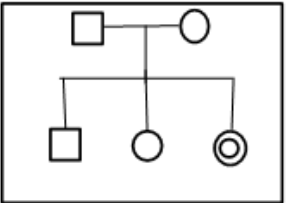
性別、年齢、同居・別居、死別等を図で書きます。



相談記録兼個人台帳(フェイスシート)

基準日

|      |   |   |   |        |   |       |   |
|------|---|---|---|--------|---|-------|---|
| ふりがな |   | 居住の状況   | 戸建 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/><br>集合住宅 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/><br>その他 | 居室     | 階建 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> | ふりがな  |   |
| 本人氏名 | <input type="radio"/> 男<br><input checked="" type="radio"/> 女 | 経済状況  | 生活保護 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 受給年月日<br>収入  | 階      | 有 <input type="checkbox"/>                                  | 相談者氏名 | <input checked="" type="radio"/> 男<br><input type="radio"/> 女 |
| 生年月日 | 歳   | 医療保険  | その他   | 住所     |   | TEL   |   |
| 住所   |   | 成年後見  | 扶見人等住所  | TEL    |   | 携帯    |   |
| TEL  |   | <input type="checkbox"/> 補助<br><input type="checkbox"/> 補位<br><input type="checkbox"/> 後見 | 扶見人等住所<br>扶見人等連絡先   | FAX    |   | FAX   |   |
| 携帯   |   |   |   | 本人との関係 | 配偶者 子 子の配偶者<br>親 兄弟・姉妹 その他                                  |       |   |
| FAX  |   |   |   |        |   |       |   |

|      |    |    |      |       |             |  |
|------|----|----|------|-------|-------------|--|
| 家族構成 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 同居/別居 | 連絡先(住所・電話等) | 家族構成と年齢 ※同居者を□で表示<br> |
|      |    |    |      | 同居    |             |  |
|      |    |    |      | 同居    |             |  |
|      |    |    |      | 同居    |             |  |
|      |    |    |      | 同居    |             |  |

|       |    |    |    |         |
|-------|----|----|----|---------|
| 緊急連絡先 | 氏名 | 関係 | 住所 | TEL・FAX |
|-------|----|----|----|---------|

|         |  |    |       |       |     |  |
|---------|--|----|-------|-------|-----|--|
| 障害の種別   | 身体 ( <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 視 <input type="checkbox"/> 聴 <input type="checkbox"/> 音 <input type="checkbox"/> 言 )<br><input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 高次脳 <input type="checkbox"/> 難病 | 身体 | 種 級   | 交付年月日 | ・ ・ | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者番号<br><input type="checkbox"/> 受給者番号(障害者自立支援法)<br><input type="checkbox"/> 受給者番号(児童福祉法) |
| 障害名・難病名 | 手帳等級   | 知的 | 度     | 交付年月日 | ・ ・ |  |
|         |  | 精神 | 級     | 交付年月日 | ・ ・ |  |
|         |  | 級  | 交付年月日 | ・ ・   |     |  |

|      |     |      |    |     |       |
|------|-----|------|----|-----|-------|
| 医療状況 | 疾患名 | 主治医: | 病院 | TEL | 担当SW: |
|      | 疾患名 | 主治医: | 病院 | TEL | 担当SW: |
|      | 疾患名 | 主治医: | 病院 | TEL | 担当SW: |
|      | 既往症 | 主治医: | 病院 | TEL | 担当SW: |
|      | 既往症 | 主治医: | 病院 | TEL | 担当SW: |

|         |            |          |           |          |         |   |    |     |
|---------|------------|----------|-----------|----------|---------|---|----|-----|
| 行政      | 課          | 係        | 氏名        | TEL      | 課       | 係 | 氏名 | TEL |
| 相談支援事業所 | 相談支援センターあい |          | 氏名 中川 邦仁丈 | TEL      | 居宅介護事業所 |   | 氏名 | TEL |
| 民生委員    | TEL        | 身体障害者相談員 | TEL       | 知的障害者相談員 | TEL     |   |    | TEL |

主訴・生活歴 等

本人の主訴(意向・希望)

家族の主訴(意向・希望)

生育歴

- 不就学  幼稚園  保育園  
 小 (普・特・養)  
 中 (普・特・養)  
 高 (普・定・特・養)  
 専門学校  
 短期大学  
 大学

生活歴(受診歴を含む)

エコマップ

関係者一覧(病院・役所・包括・職場・知人・友人など)

| エコマップ | 機関名・関係 | 氏名 | 連絡先(住所・電話 等) |
|-------|--------|----|--------------|
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |
|       |        |    |              |

特記事項

就労状況(一般就労 7時間以上 就労していない 通所: )

就労希望(有・無)  就労中断の有無(有・無)

# まとめ

- ・ 総合支援法と児童福祉法における相談支援の種類、役割
- ・ 世田谷区における相談支援の構造
- ・ 相談支援専門員としての基本姿勢
- ・ 計画作成時の視点
- ・ エコマップ、ジェノグラムの書き方

演習でお会いできるのを楽しみにしています。